

# 「第2次伊勢市農村振興基本計画（改定案）」

資料1

## パブリックコメント実施要領

伊勢市では、市における農業振興の目標と基本方針等を体系的に整理し、農業者や関係機関等と連携して取り組んでいく今後の目指すべき方向性等を示す「第2次伊勢市農村振興基本計画」を平成29年度に策定しました。そして、計画策定から5年を経過する令和4年度に中間年を迎えることから「第2次伊勢市農村振興基本計画」の中間改定に向け作業を進めています。本計画をよりよくするために、市民の皆様から広くご意見をいただきますよう、お願いします。

### ◆意見を募集する案件

第2次伊勢市農村振興基本計画（改定案）

### ◆縦覧期間

令和4年12月5日（月）から 令和5年1月10日（火）まで

### ◆意見を提出できる方

- ア 市内に住所を有する方
- イ 市内に事務所又は事業所を有する方
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- エ 市内に存する学校に在学する方
- オ 市に対して納税義務を有する方
- カ アからオのほか、第2次伊勢市農村振興基本計画に利害関係を有する方

### ◆意見の提出方法

所定の様式（本用紙裏面）に、住所・氏名・電話番号・意見等を記入し、以下の①～⑤のいずれかの方法で提出してください。（任意の様式でも可）

- ①直接持参 伊勢市産業観光部農林水産課 伊勢市役所東館3階（307窓口）
- ②郵送 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29 伊勢市役所農林水産課宛
- ③ファックス 0596-21-5651
- ④Eメール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)
- ⑤オンライン 下記 URL または伊勢市ホームページから申請フォームへ移行



(<https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/iseshinouseonkeikaku>)

※所定の様式以外の任意の様式でも意見の提出はできますが、意見のほか、必ず住所・氏名・電話番号（上記ウ～カに該当する方は、意見を提出できる方と確認できる事項）を記載してください。

※電話での受付、意見提出者への個別の回答はいたしません。

※いただいたご意見についての回答は、伊勢市ホームページなどで公表します。

### ◆意見の提出期限

令和5年1月10日（火）必着 お願いします。

お問い合わせ先

伊勢市役所 産業観光部 農林水産課 TEL 0596-21-5645

# 伊勢市パブリックコメント 意見提出様式

意見提出日 令和 年 月 日

氏名 (法人名称・代表者氏名)	
住所 (法人所在地)	〒□□□□-□□□□
該当するものにチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 伊勢市に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 伊勢市に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 伊勢市に存する事務所又は事業所に勤務する方 ※1 <input type="checkbox"/> 伊勢市に存する学校に在学する方 ※2 <input type="checkbox"/> 伊勢市に対して納税義務を有する方 ※3 <input type="checkbox"/> 上記のほか、第2次伊勢市農村振興基本計画に利害関係を有する方 ※4 (※1～4の方は具体的に： )
電話番号	
案件名	<b>第2次伊勢市農村振興基本計画（改定案）</b>
意見内容	

ご意見の提出は任意の様式でも構いません。ただし、上記と同様の内容を記載のうえ、ご提出ください。

- 上記※1から※4に該当する方は、( )の欄に具体的に次の事項を記載してください。
  - ※1の方…伊勢市での勤務先
  - ※2の方…在籍する伊勢市に在する学校名
  - ※3の方…伊勢市に不動産を所有し、固定資産税を納税している など
  - ※4の方…パブリックコメントの事案にどのような利害関係を有しているか など